

国住参建第3050号
令和6年11月21日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）
(公印省略)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を
改正する政令等の施行について

便所、劇場等の客席及び駐車場のバリアフリー化を促進するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する基準（以下「義務基準」という。）及び同法第17条第3項第1号に規定する基準（以下「誘導基準」という。）を見直すこととしました。

これらの見直しに関連する法令として、

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年6月21日政令第221号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和6年11月21日国土交通省令第100号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件（令和6年8月6日国土交通省告示第1072号）
- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者が車椅子使用者用便房を円滑に利用することができる場合を定める件（令和6年11月21日国土交通省告示第1294号）

等が公布され、令和7年6月1日から施行されます。

つきましては、改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第114号。以下「誘導基準省令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）及び関連する告示の運用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知しますので、その運用に遺漏なきようお願いします。

また、貴職におかれでは、貴都道府県の公共建築設計等の発注部局及び公共施設等の施設管理者並びに貴管内の所管行政庁、特定行政庁その他市町村並びに貴職指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方をお願いします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

第1 便所に係る義務基準及び誘導基準の見直し（政令第14条関係、誘導基準省令第9条関係）

1 改正の概要

（1）不特定多数利用便所の設置について

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（以下「不特定多数利用便所」という。）は、原則として、これらの者が利用する階の階数に相当する数以上設け、また、不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（以下「不特定多数の者等」という。）の利用上支障のない位置に設ける必要があります。ただし、不特定多数利用便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入り口付近にある階（地上階に限る。）や、床面積、利用方法等を勘案して、建築物の管理運営上、当該便所を設けないことがやむを得ない階は、不特定多数利用便所の設置を求める階としています。

なお、床面積が10,000m²を超える階がある場合に、当該階の床面積に応じて不特定多数利用便所の必要設置数に加える数は、当面の間は定めず、加算を要しないこととしています。

（2）車椅子使用者用便房の設置に係る義務基準について

不特定多数利用便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）には、原則として、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合は、それぞれ1以上）設ける必要があります。ただし、下表の①から③までに掲げる場合には、それぞれに定める数以上の車椅子使用者用便房を設けなければならないこととしています。

また、車椅子使用者用便房の設置数の基準を満たせば、建築物の利用形態等を勘案して車椅子使用者用便房を任意の位置に設けることが可能となっています。

階の分類	車椅子使用者用便房の必要設置数
① 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000m ² 未満の階（以下「小規模階」という。）	各階への車椅子使用者用便房の設置は求めず、それらの階の不特定多数の者等が利用する部分の床面積の合計が1,000m ² に達する毎に1以上 ^{*1}
② 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000m ² を超え、40,000m ² 以下の階	2以上 ^{*2}
③ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が40,000m ² を超える階	当該床面積を20,000で除した数以上（端数は切り上げ） ^{*2}

※1 小規模階における便所設置階の数を上限としています。

※2 当該階に設ける不特定多数利用便所の数を上限としています。

(3) 車椅子使用者用便房の設置に関する誘導基準について

多数の者が利用する便所（以下「多数利用便所」という。）内又は当該便所の近接する位置に、車椅子使用者用便房を1以上設ける必要があります。また、当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合は、それぞれ1以上設ける必要があります。

2 運用にあたっての留意事項

(1) 不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ない階について

原則として、不特定多数の者等が利用する階の階数に相当する数以上の不特定多数利用便所を設ける必要がありますが、建築物の管理運営上、不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ない階は、不特定多数の者等が利用する階から除外します。不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ない階として、例えば以下のものが考えられます。

- ・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい場合
- ・一般的に、不特定多数の者等の滞在時間が短いと想定される場合
- ・商業施設の1階部分で施設の管理運営上、設置困難な場合
- ・ホテル・旅館で、客室内に便所が設置されている客室のみが存する場合 など

(2) 便所の箇所数について

各便所設置階における便所の箇所数の数え方は、以下のとおりとします。

- ・男子用及び女子用の区別を設け、その両方が設置される場合は、男子用と女子用の1組で1箇所とする（同一階で男子用と女子用が離れて設置されていても、男子用と女子用の1組で1箇所とする）
- ・男子用及び女子用の区別を設け、そのいずれか一方のみの便所が設置される場合は、当該便所ごとに1箇所とする
- ・男子用及び女子用の区別を設けず、共用便所として設置される場合は、当該便所ごとに1箇所とする

(3) 増築等をする場合の義務基準の適用について

増築又は改築（用途変更をすることを含む。以下「増築等」という。）をする場合は、増築等に係る部分を有する階の数以上の不特定多数利用便所を設ける必要があります。ただし、既存の不特定多数利用便所がある場合には、既存の不特定多数利用便所の数と新設する不特定多数利用便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよいこととしています。

また、当該階の車椅子使用者用便房の必要設置数は、増築等に係る部分の面積及び不特定多数利用便所（既存のものを含む。）の箇所数を元に算定することとなり

ます。なお、既存の車椅子使用者用便房がある場合には、既存の車椅子使用者用便房の数と新設する車椅子使用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよいこととしています。

(4) 増築等又は修繕等をする場合の誘導基準の適用について

増築等又は修繕若しくは模様替（建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。）に係る部分に多数利用便所を設ける場合は、当該便所内又は当該便所に近接する位置に、車椅子使用者用便房を1以上設ける必要があります。なお、増築等又は修繕等に係る部分に多数利用便所を設けない場合は、建築物全体の多数利用便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上設ける必要があります。

(5) 確認申請書について

確認申請の際に、政令第14条の規定に適合することを確認するため、以下の事項を明記した図書を提出する必要があります。

- ・各便所、便房の位置に加えてその構造を記載し、告示に規定する車椅子使用者用便房の構造基準に適合する旨
- ・不特定多数の者等が利用しない階がある場合、当該階を不特定多数の者等が利用しない旨
- ・不特定多数利用便所を各階に設けない場合、利用する上で支障がない旨
- ・床面積、利用方法等を勘案して不特定多数の者等が利用する階から除外する階がある場合、当該階を除外する旨及びその理由
- ・車椅子使用者用便房の設置を不要とする階がある場合、当該階への設置を不要とする旨及びその理由

第2 劇場等の客席に係る義務基準の創設及び誘導基準の見直し（政令第15条関係【新設】、誘導基準省令第9条の2関係）

1 改正の概要

(1) 劇場等の客席に係る義務基準について

劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（以下「劇場等」という。）の客席には、以下に示す数（端数は切り上げ）以上の車椅子使用者用部分を設ける必要があります。

- ・客席に設ける座席の数が400以下の場合は、2以上
 - ・客席に設ける座席の数が400を超える場合は、座席の数の0.5%以上
- また、車椅子使用者用部分は、以下に示す基準に適合する必要があります。
- ・幅は90cm以上とすること
 - ・奥行きは135cm以上とすること
 - ・床は平らとすること

さらに、劇場等の客席の出入口から車椅子使用者用部分との間の1以上の経路は、移動等円滑化経路として、政令第19条第2項に規定する基準（段を設けないこと、

廊下等の幅を120cm以上とすること等）に適合する必要があります。

（2）劇場等の客席に係る誘導基準について

劇場等の客席には、以下に示す数（端数は切り上げ）以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を設ける必要があります。

- ・客席に設ける座席の数が100以下の場合は、2以上
 - ・客席に設ける座席の数が100を超える、200以下の場合は、座席の数の2%以上
 - ・客席に設ける座席の数が200を超える、2,000以下の場合は、座席の数の1%+2以上
 - ・客席に設ける座席の数が2,000を超える場合は、座席の数の0.75%+7以上
- また、誘導基準適合車椅子使用者用部分は、以下に示す基準に適合する必要があります。
- ・幅は、90cm以上とすること
 - ・奥行きは、135cm以上とすること
 - ・床は、平らとすること
 - ・車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること
 - ・同伴者用の座席又はスペースを当該誘導基準適合車椅子使用者用部分に隣接して設けること

さらに、劇場等の客席の出入口から誘導基準適合車椅子使用者用部分との間の1以上の経路を構成する廊下等について、それぞれの基準に適合させる必要があることを明確化しています。

2 運用に係る留意事項

（1）用語の定義

「客席」とは、設けられる個別の座席ではなく、劇場等における座席が並べられた室（空間）を指します。そのため、同一建築物に複数の「客席」を設ける場合は、各客席の座席数に応じて算定される必要設置数以上の車椅子使用者用部分又は誘導基準適合車椅子使用者用部分を各客席に設ける必要があります。

また、「座席」とは、床に固定された椅子を有する席を指し、移動可能な席、スタッキングチェア、画面と連動して動く席などは「座席」に含みません。

（2）増築等をする場合の義務基準の適用について

劇場等の客席の増築等をする場合は、増築等に係る部分の座席数に応じて算定される必要設置数以上の車椅子使用者用部分を増築等に係る部分に設ける必要があります。一方、劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合は、車椅子使用者用部分に係る改修は不要となります。なお、車椅子使用者用部分を既存部分に増設することも可能としています。

（3）増築等又は修繕等をする場合の誘導基準の適用について

劇場等の客席の増築等又は修繕等をする場合は、増築等又は修繕等に係る部分の座席数に応じて算定される必要設置数以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を増築等又は修繕等に係る部分に設ける必要があります。なお、誘導基準適合車椅子使用者用部分を既存部分に増設することも可能としています。

一方、劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合は、建築物全体で1以上の客席に2以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を設ける必要があります。なお、複合施設で飲食店を増築等又は修繕等するなど、客席とは無関係の部分の増築等又は修繕等をする場合は、劇場等の客席の改修は不要となります。

(4) 確認申請書について

確認申請の際に、政令第15条の規定に適合することを確認するため、以下の事項を明記した図書を提出する必要があります。

- ・劇場等の中で移動可能な席等を設ける場合、その種別（スタッキングチェアなど）及び位置
- ・当該客席の出入口から、車椅子使用者用部分に至る経路の1以上は移動等円滑化経路とし、その位置及び出入口、廊下等及び傾斜路の構造

第3 駐車場に係る義務基準及び誘導基準の見直し（政令第18条、誘導基準省令第12条関係）

1 改正概要

(1) 駐車場に係る義務基準について

不特定多数の者等が利用する駐車場には、以下に示す数（端数は切り上げ）以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける必要があります。

- ・駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合は、駐車施設の数の2%以上
- ・駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合は、駐車施設の数の1%+2以上

なお、出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として設けることも可能としています。

また、同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合の車椅子使用者用駐車施設の必要設置数の算定に当たっては、駐車施設の総数に対する必要な数を算定することとなります。

(2) 駐車場に係る誘導基準について

多数の者等が利用する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設数の2%以上（端数は切り上げ）の車椅子使用者用駐車施設を設ける必要があります。

なお、義務基準と同様に、出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として設けることも可能です。

2 運用に係る留意事項

(1) 使用者が限定される駐車場及び駐車施設について

従業員のみが利用する駐車場は、不特定多数の者等が利用する駐車場に該当しません。また、公共用充電施設を有する駐車施設などの使用者が限定される駐車施設は、車椅子使用者用駐車施設の必要設置数の算定に用いる駐車施設の数に含みません。

なお、公共用充電施設を有する駐車施設を設ける場合には、車椅子使用者が円滑に利用できるよう「電動車のための公共用充電施設におけるユニバーサルデザイン・バリアフリー対応に関するガイドライン」を参考に整備することが望まれます。

(2) 増築等をする場合の義務基準の適用について

増築等をする部分に不特定多数の者等が利用する駐車場を設ける場合は、当該駐車場に設ける駐車施設の数に応じて算定される必要設置数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける必要があります。

一方、増築等をする部分に不特定多数の者等が利用する駐車場を設けない場合は、既存の駐車場に1以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける必要があります。

なお、既存の車椅子使用者用駐車施設がある場合には、既存の車椅子使用者用駐車施設の数と新設する車椅子使用者用駐車施設の数を合算して、必要設置数を満たせばよいこととしています。

(3) 増築等又は修繕等をする場合の誘導基準の適用について

増築等又は修繕等に係る部分に多数の者が利用する駐車場の駐車施設がある場合は、増築等又は修繕等に係る部分の駐車施設の総数に対する必要設置数以上の車椅子使用者用駐車施設を増築等又は修繕等に係る部分に設ける必要があります。なお、車椅子使用者用駐車施設を既存部分に増設することも可能としています。

一方、増築等又は修繕等に係る部分に多数の者が利用する駐車場の駐車施設がない場合は、全体で1以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける必要があります。

(4) 確認申請書について

確認申請の際に、政令第19条の規定に適合することを確認するため、以下の事項を明記した図書を提出する必要があります。

- ・不特定多数の者等が利用しない駐車施設（従業員用駐車施設、公共用充電施設を有する駐車施設等）がある場合、その種類と位置
- ・機械式駐車場を車椅子使用者が利用する上で支障がないものとして整備する場合、その位置及び車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する事が可能な場所を設ける旨

第4 経過措置について

1 義務基準について

改正後の便所、劇場等の客席及び駐車場に係る義務基準については、施行の日（令和7年6月1日）以後に着手する建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、当該施行の日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例によることとしています。

2 誘導基準について

改正後の誘導基準の施行の日（令和7年6月1日）において、既に法第17条の認定を受けている計画等については、当該施行の日以後も、引き続きその認定の効力を有することとしています。